
**新ごみ処理施設整備基本計画の
策定に係る建設候補地選定報告書**

平成 17 年 8 月

三鷹市・調布市

« 新ごみ処理施設整備基本計画の策定に係る建設候補地選定報告書 »

目 次

1. 検討経過と今後の流れ	1
2. 建設候補地の選定	3
2.1 建設候補地の選定結果	3
2.2 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の評価結果	5

«参考資料»

これまでの検討経過	22
施設整備までの全体スケジュール	23
「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」の答申の内容	24
市民アンケートの結果	26

1. 検討経過と今後の流れ

新ごみ処理施設の建設候補地選定に係る検討経過及び今後の流れは、以下のとおりである。

新ごみ処理施設の建設候補地選定については、三鷹市・調布市の市民を主体とした新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会において選定方法や手順について検討が行われ、6箇所の検討対象地とその検討対象地から建設候補地を絞り込むための14項目の相対比較項目が答申として示された。その答申を踏まえ、両市において平成16年度から平成17年7月にかけて、各検討対象地の14項目の相対比較項目について、調査・検討及び評価を行った。

また、この間、平成16年度に調査を行った結果について、中間報告書を作成し、説明会を開催し、その際に寄せられた意見等も参考とした。

今後は、説明会等市民の皆様の意見を聞きながら、最終的に平成17年度中に新ごみ処理施設整備基本計画を策定することを予定している。

平成16年3月

「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」答申



平成16年度

「建設候補地の選定のための各相対比較項目のデータ収集及び調査」



平成17年4月

「新ごみ処理施設整備基本計画の策定に係る中間報告書」



平成17年8月

「新ごみ処理施設整備基本計画の策定に係る建設候補地選定報告書」



平成17年12月（予定）

「新ごみ処理施設整備基本計画素案」策定



平成17年度中（予定）

「新ごみ処理施設整備基本計画」策定

図1.1 検討経過と今後の流れ

表 1.1 検討対象地一覧

地区名	面積	道路	所有者
A 地区 (大沢総合グラウンド)	約 10.4ha	16m道路に面す。	東京都
B 地区 (ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	約 2.6ha	30m道路に面す。	三鷹市・調布市 ・一部事務組合
C 地区 (調布基地跡地留保地)	約 6.0ha	16m道路に面す。	国
D 地区 (野川公園)	約 34.9ha ^{※1)}	30m道路に面す。	東京都
E 地区 (調布市民野球場及びその周辺用地)	約 2.7ha	16m道路に面す。	調布市
F 地区 (調布基地跡地運動広場 (下水処理場予定地))	約 15.1ha	22m道路に面す。	東京都

※1) 全面積 39.9ha 中の三鷹市、調布市に位置する面積。

2 建設候補地の選定

2.1 建設候補地の選定結果

新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会から示された答申を踏まえ、6箇所の検討対象地について建設候補地として絞り込むための14項目の相対比較項目をそれぞれ評価（3段階）、検討した結果、以下のとおりとなった。

新ごみ処理施設整備基本計画素案における建設候補地は、B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）が最適と判断する。

- 評価の結果、新ごみ処理施設整備基本計画素案における建設候補地はB地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）が最適と判断した。B地区は、◎の評価が14項目中10項目と最も多く、総合的に最高得点であった。低い評価の項目については最も少なく14項目中3項目であった。低い評価の項目は、「将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性」、「住居密集割合」、「周辺諸施設との距離」であり、今後、これらのことと踏まえ、市民の健康と安全を守るために対策の強化を図っていくことが重要である。

その他の5箇所については以下のとおりである。

- A地区（大沢総合グラウンド）は、「土地利用の現況」、「土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性」、「用地取得の実現性」、「建築物形状への制約の有無」、「周辺諸施設との距離」、「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」で低い評価となった。◎の評価が14項目中3項目と少なく、総合的には5番目の結果となった。
- C地区（調布基地跡地留保地）は、「建築物形状への制約の有無」、「住居密集割合」、「周辺諸施設との距離」、「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」、「関連施設との距離」で低い評価となった。◎の評価が14項目中3項目と少なく総合的には4番目の結果となった。
- D地区（野川公園）は、「土地利用の現況」、「土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性」、「用地取得の実現性」、「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」、「収集運搬の距離」、「他市町村との距離関係」で低い評価となつたが、◎の評価が14項目中6項目で、総合的には2番目の結果となった。
- E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）は、「土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性」、「将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性」、「住居密集割合」、「騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性」、「収集運搬の距離」、「関連施設との距離」、「他市町村との距離関係」、「両市の位置関係」で低い評価となつた。◎の評価が14項目中2項目と少なく、総合的には得点が最も低く6番目の結果となった。
- F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））は、「土地利用の現況」、「用地取得の実現性」、「建築物形状への制約の有無」、「周辺諸施設との距離」、「収集運搬の距離」、「関連施設との距離」、「他市町村との距離関係」で低い評価となつた。◎の評価が14項目中6項目で、総合的には3番目の結果となった。

表 2.1 総合評価

相対比較項目	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区	F 地区
土地利用の現況		○	○		○	
土地利用規制及び建設場所 特有の立地規制との整合性		○	○			○
地形・地質	○	○	○	○	○	○
将来的な施設の改造、増築、 建替え等への対応の可能性	○		○	○		○
用地取得の実現性		○	○		○	
建築物形状への制約の有無		○		○	○	
住居密集割合	○			○		○
周辺諸施設との距離				○	○	
騒音、振動、悪臭等の環境保 全対策への対応可能性		○				○
周辺他施設における車両通 行状況	○	○	○	○	○	○
収集運搬の距離	○	○	○			
関連施設との距離	○	○		○		
他市町村との距離関係	○	○	○			
両市の位置関係	○	○	○	○		○
個数	○	3	10	3	6	2
	○	5	1	6	2	4
	無印	6	3	5	6	8
得点		11	21	12	14	8
						13

得点は無印：0点、○：1点、○：2点で算出

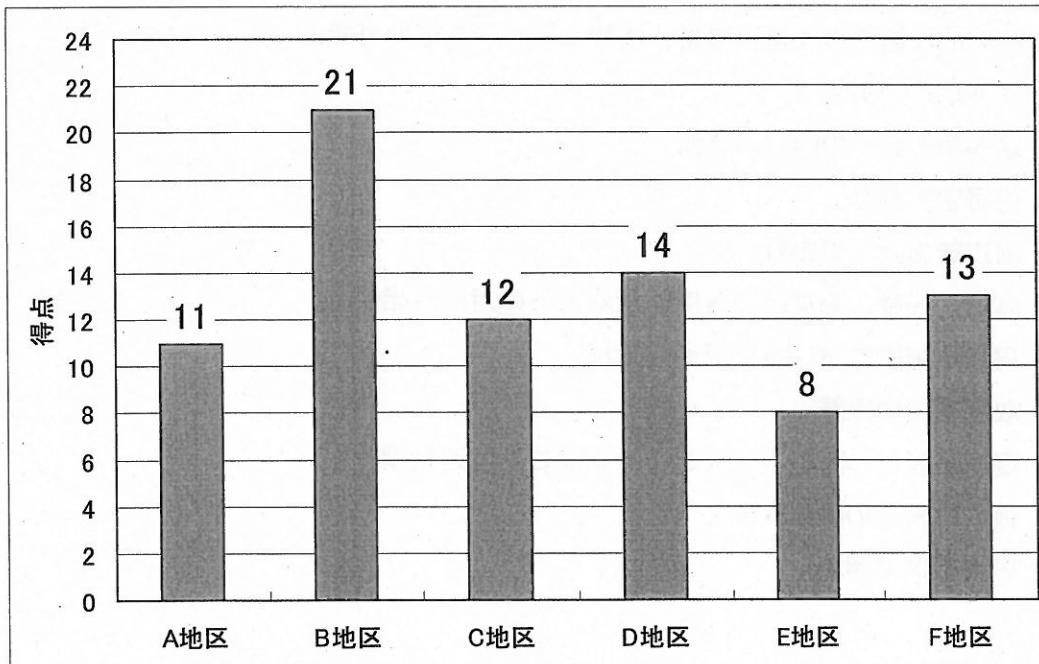


図 2.1 総合評価

2.2 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の評価結果

(1) 検討対象地の設定

検討委員会の答申では、以下の6つの条件から6箇所の土地を抽出している。本調査では、検討委員会の答申を踏まえ、前述した同じ6地区を「検討対象地」とする。

《検討対象地の抽出項目》

- ・ 土地面積が2ha以上確保できること。
- ・ 大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
- ・ 現在の土地の所有者が公共であること。
- ・ 学校や研究所など現に多くの人が利用している土地は避けること。
- ・ 地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。
- ・ 都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。

(2) 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の設定

検討対象地を建設候補地として絞り込むための相対比較項目も同様に、検討委員会の答申を踏まえ、以下の14項目とする。

《建設候補地として絞り込むための相対比較項目》

- ・ 土地利用の現況
- ・ 土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ・ 地形・地質
- ・ 将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性
- ・ 用地取得の実現性
- ・ 建築物形状への制約の有無
- ・ 住居密集割合
- ・ 周辺諸施設との距離
- ・ 騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性
- ・ 周辺他施設における車両通行状況
- ・ 収集運搬の距離
- ・ 関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）
- ・ 他市町村との距離関係
- ・ 両市の位置関係

(3) 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の評価

建設候補地として絞り込むための相対比較項目ごとに、評価指標、評価基準の考え方、評価基準を設定し、相対比較を行う。

評価は、可能な限り定量的に評価ができるように整理し、相対評価による3段階評価とする。

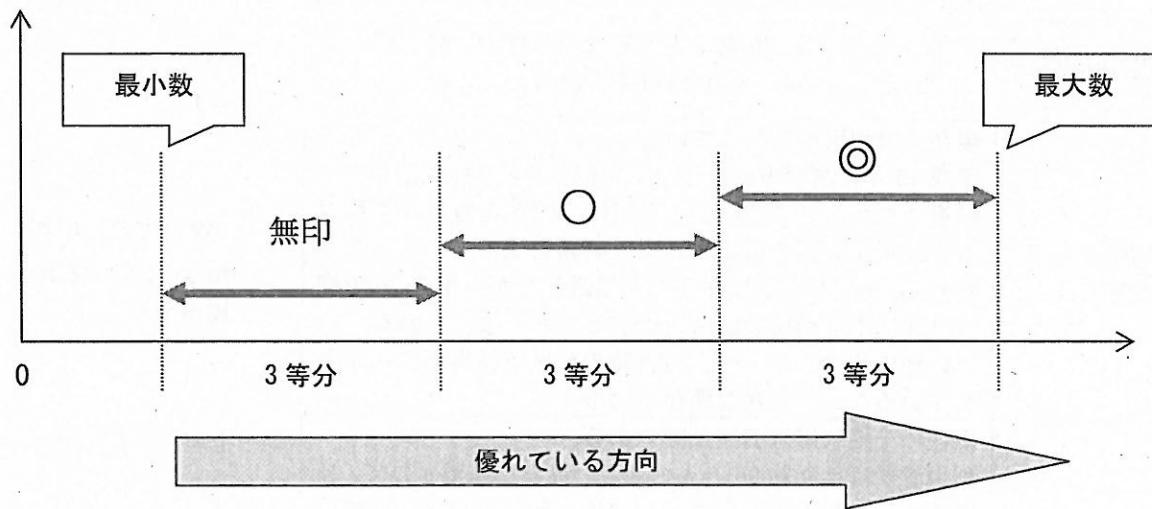
なお、調査の前提として検討対象地を更地として各項目の調査を行っている。

《参考》

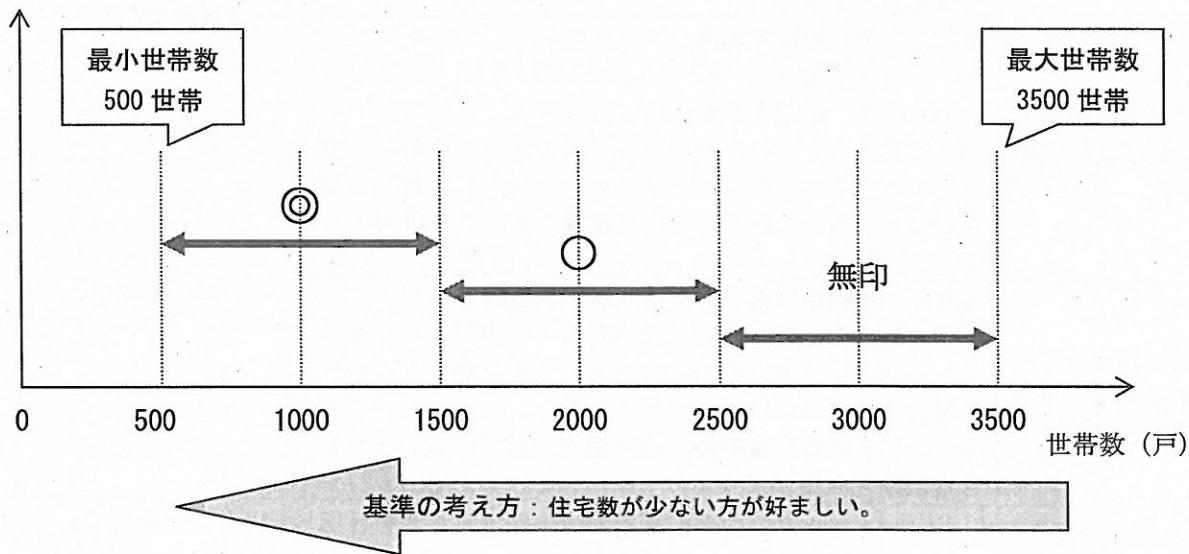
定量的に評価が可能な相対比較項目は、以下の評価基準の考え方により、評価を行っている。

○ 評価基準の考え方

最大値と最小値の間を3等分（3段階評価のため）し、最も優れる区間を◎、次に優れる区間を○、劣る区間を無印とする。



○ 例 住居密集割合における評価 (P13 を参照)



① 土地利用の現況

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
利用度の低い土地・施設が望ましい。 環境及び憩いの場確保の視点から公園・緑地は望ましくない。	・「公園、緑地」及び「利用度の高い公共施設」は、土地利用の現況に含まれる。 ・「公園、緑地は望ましくない」については、賛否両論があった。	土地利用者数 避難場所指定状況	多くの市民が利用する土地は避けることが好ましい。 避難場所指定の土地は避けることが好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	現在の土地利用は三鷹市と一部を調布市が使用する暫定の市民スポーツ施設である。 利用者数は年間約12万人であり、貴重な緑地として、多くの市民のレクリエーションの場、憩いの場となっていることから、この地に建設することは望ましくない。 ^{※2)} また、災害時の広域避難場所に指定されていることも大きな課題となる。		
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	現在の土地利用は廃棄物処理施設や事務所、駐車場となっていることから、建設は可能である。		◎
C地区(調布基地跡地留保地)	現在、未利用地となっている。 平成15年に國の方針が「原則保留」から「原則活用」に転換されたことに伴い、調布市は、國から概ね5年程度で土地利用計画を策定するよう要請を受けている。このため、調布市では、國や都とも協議しながら平成20年度を目指して土地利用計画を策定することとなっている。 この地に建設する場合、災害時の広域避難場所に指定されていることが大きな課題となる。	◎ : 一般市民の土地利用なし。かつ避難場所でない。	○
D地区(野川公園)	現在の土地利用は広域公園である。 利用者数は年間約90万人であり、貴重な緑地として、多くの市民のレクリエーションの場、憩いの場となっていることから、この地に建設することは望ましくない。 ^{※2)} また、災害時の広域避難場所に指定されていることも大きな課題となる。	○ : 上記、下記以外。	
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	現在の土地利用は野球場、テニスコート、プール等のスポーツ施設である。 利用者数は、野球場が年間約1万5千人、テニスコートが5万2千人、プールが2万9千人であり、貴重な緑地として、多くの市民のレクリエーションの場、憩いの場となっていることから、この地に建設することは望ましくない。 ^{※2)}	無印 : 一般市民の土地利用あり。かつ避難場所である。	○
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	現在の土地利用は暫定の市民スポーツ施設である。 利用者数は年間約32万人であり、多くの市民のレクリエーションの場、憩いの場となっていることから、この地に建設することは望ましくない。 ^{※2)} また、災害時の広域避難場所に指定されていることも大きな課題となる。		

※2) 国の方針として、人口1人当たりの公園面積を20m²確保することを目指していることに対し、三鷹市は3.98m²、調布市は5.19m²となっている。

② 土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定		
		評価指標	基準の考え方	
土地利用規制がある地区は、建設が困難となる。 工業系の用途地域が望ましい。		土地利用規制	用途地域上、建設が困難な土地は避けることが好ましい。 都市公園等の施設建設に規制がある土地は避けることが好ましい。	
地区名		状況	評価基準	評価
A地区(大沢総合グランンド)	第1種低層住居専用地域かつ都市計画公園(広域公園)であり、廃棄物処理施設の建設は、用途地域と都市計画公園の変更が必要であることから、建設は事実上困難である。 なお、用途地域は、将来のまちづくりに向けて市民参加のもとで検討し、それに基づき決定している。			
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	準工業地域であり、現に廃棄物処理施設として都市計画決定しており、廃棄物処理施設の建設が可能である。		◎	
C地区(調布基地跡地留保地)	第1種低層住居専用地域であり、廃棄物処理施設の建設は、用途地域の変更が必要であることから、建設は難しい。 なお、用途地域は、将来のまちづくりに向けて市民参加のもとで検討し、それに基づき決定している。	◎：特に規制なし。 ○：上記、下記以外。	○	
D地区(野川公園)	第1種低層住居専用地域かつ都市計画公園(広域公園)であり、廃棄物処理施設の建設は、用途地域と都市計画公園の変更が必要であることから、建設は事実上困難である。 なお、用途地域は、将来のまちづくりに向けて市民参加のもとで検討し、それに基づき決定している。	無印：第1種低層住居専用地域かつ都市計画公園(緑地)である。		
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	第1種低層住居専用地域かつ都市計画緑地であり、廃棄物処理施設の建設は、用途地域と都市計画緑地の変更が必要であることから、建設は事実上困難である。 なお、用途地域は、将来のまちづくりに向けて市民参加のもとで検討し、それに基づき決定している。			
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	準工業地域であり、廃棄物処理施設としての都市計画決定(市決定)が必要であるが、現行法の規制内において、廃棄物処理施設の建設が可能である。		◎	

③ 地形・地質

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
コスト面、公害対策面から有利な地形を選ぶ。 軟弱地盤や地盤沈下の可能性がある地区を避ける。	—	地形 地質 断層・活断層	急傾斜地・くぼ地等の地形は避けることが好ましい。 軟弱な地盤や断層・活断層は避けることが好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区(大沢総合グラウンド)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地（立川段丘面）となっている。また、地質は、表層地質図では立川ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。	◎: 地形、地質、断層・活断層に係る相対比較上で、差はない。	◎
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地（武藏野段丘面）となっている。また、地質は、表層地質図では武藏野ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		◎
C地区(調布基地跡地留保地)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地（立川段丘面）となっている。また、地質は、表層地質図では立川ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		◎
D地区(野川公園)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地（立川段丘面）となっている。また、地質は、表層地質図では立川ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		◎
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では低地（自然堤防）となっている。また、地質は、表層地質図では沖積層（砂礫）となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		◎
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	地形は、傾斜区分図では検討対象地及び周辺部を含め傾斜3%以下となっており、地形分類図では台地（立川段丘面）となっている。また、地質は、表層地質図では立川ローム層となっている。 なお、周辺部に断層・活断層もなく、大きな問題はない。		◎

資料：傾斜区分図、地形分類図、表層地質図は、「土地分類図（東京都）／国土庁土地局／昭和51年」より確認。

断層・活断層は「1:25000 都市圏活断層図／建設省国土地理院／平成8年9月」より確認。

④ 将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
施設の改造、増築、建替え等に支障のない地区が望ましい。	—	確保可能面積	広い土地を確保できる方が好ましい。(4ha以上あれば、改造、増築、建替え等がいずれも可能となる。)
地区名	状況		評価基準
A地区(大沢総合グラウンド)	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建替え等が可能である。		◎
B地区(ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地)	現状の面積(約2.6ha)で、改造、増築が可能である。 将来、建替えを行う場合は、その期間中、廃棄物の処理を他の処理施設で行うこととなる。		◎ : 4ha以上 ○ : 3ha以上、4ha未満
C地区(調布基地跡地留保地)	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建替え等が可能である。		◎
D地区(野川公園)	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建替え等が可能である。		◎
E地区(調布市民野球場及びその周辺用地)	現状の面積(約2.7ha)で、改造、増築が可能である。 将来、建替えを行う場合は、その期間中、廃棄物の処理を他の処理施設で行うこととなる。		無印 : 2ha以上、3ha未満
F地区(調布基地跡地運動広場(下水処理場予定地))	4ha以上の敷地が確保できれば、改造、増築、建替え等が可能である。		◎

⑤ 用地取得の実現性

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
公共用地でも市と他の所有で取得の実現性が異なる。	—	国や他自治体との協議 用地取得費	国や他自治体との調整がなく、用地取得費の安価な土地が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	<p>東京都の所有地であり、調布飛行場、下水処理場を受けるにあたって4半世紀にわたる合意形成期間を経て、平成5年に調布基地跡地対策連絡協議会（六者協）において調布基地跡地土地利用計画が決定した。利用計画では、当該地については東京都が整備する都市計画公園となっている。土地利用計画を見直す場合には、三鷹市、府中市、調布市及び都との協議が必要となる。</p> <p>また、都の所有地であることから、用地取得費としての負担は大きい。</p> <p>さらに、現在、スポーツ施設として活用しているため、代替のスポーツ施設の用地確保が必要となる。</p> <p>以上のことから、用地の取得は難しい。</p>	◎：国や他自治体との協議は必要なく、かつ新規処理施設以外の用地取得費は不要である。	◎
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	両市及び両市の関係する一部事務組合の所有地であり、用地取得上の問題はない。		
C地区（調布基地跡地留保地）	国有地であり、平成15年に國の方針が「原則留保」から「原則活用」に転換されたことに伴い、調布市は、国から概ね5年程度で土地利用計画を策定するよう要請を受けている。このため、調布市では、国や都とも協議しながら平成20年度を目指して土地利用計画を策定することとしているので、今後の検討課題となる。	○	○
D地区（野川公園）	<p>東京都の所有地であり、利用については、都との協議が必要となる。</p> <p>都としてこれまで、都民サービスの一環として公園として整備、運営した地区である。</p> <p>また、公園の代替地が必要となり、用地取得費としての負担が大きい。</p> <p>以上のことから、用地の取得は難しい。</p>		
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	<p>調布市の所有地であるが、都市緑地として計画している。</p> <p>また、スポーツ施設の代替地が必要となり、用地取得費としての負担が大きい。</p>	無印：国や他自治体との協議が必要であり、かつ代替地の用地取得費もかかる。	○
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	<p>東京都の所有地であり、調布飛行場、下水処理場を受けるにあたって4半世紀にわたる合意形成期間を経て、平成5年に調布基地跡地対策連絡協議会（六者協）において調布基地跡地土地利用計画が決定した。利用計画では、当該地については東京都が整備する下水処理施設となっている。土地利用計画を見直す場合には、三鷹市、府中市、調布市及び都との協議が必要となる。</p> <p>また、都の所有地であることから、用地取得費としての負担は大きくなる上、下水処理施設の代替地も必要となる。</p> <p>さらに、下水処理施設上部には現在、暫定の市民スポーツ施設として活用している施設を設置することとしており、代替のスポーツ施設の用地確保が必要となる。</p> <p>以上のことから、用地の取得は難しい。</p>		

⑥ 建築物形状への制約の有無

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
建築物の高さ、形状、配置等において制約を受けない場所が望ましい。	—	建築物形状への制約	建築物形状への制約のある土地は避けることが好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A 地区（大沢総合グラウンド）	航空法による高さ制限が 25m～45m となっている。その分煙突が低くなり、排気の拡散効果が小さくなる。また、建築物の形状や配置に制約を受けるので、望ましくない。	◎ : 建築物形状への制約はない。 ○ : 上記、下記以外。	
B 地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	航空法による高さ制限の制約はないので建設に問題がない。		◎
C 地区（調布基地跡地留保地）	航空法による高さ制限が 10m～35m となっている。その分煙突が低くなり、排気の拡散効果が小さくなる。また、建築物の形状や配置に制約を受けるので、望ましくない。	○印: 検討対象地全域に建築物形状への制約があり、建築物の形状や配置に制約を受ける。	
D 地区（野川公園）	検討対象地区内的一部において、航空法による高さ制限が 25m～55m となっている。高さ制限がある地区では、その分煙突が低くなることから排気の拡散効果が小さくなり、また、建築物の形状や配置に制約を受けるので、望ましくない。		○
E 地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	航空法による高さ制限の制約はないので建設に問題がない。	○印: 検討対象地全域に建築物形状への制約があり、建築物の形状や配置に制約を受ける。	◎
F 地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	航空法による高さ制限が 10m～45m となっている。その分煙突が低くなり、排気の拡散効果が小さくなる。また、建築物の形状や配置に制約を受けるので、望ましくない。		

⑦ 住居密集割合

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
	ごみ処理施設は絶対に事故がないとは言い切れず、周辺住居への影響を考えると評価項目に加えるべきである。	住宅の戸数※3)	住宅数が少ない方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	500m円内に約1,800戸の住宅があり、比較的多い。		○
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	500m円内に約3,500戸の住宅があり、最も多い。	◎ : (最大戸数 - 最小戸数) ÷ 3 + 最小戸数 = 1,500戸以下	
C地区（調布基地跡地留保地）	500m円内に約2,500戸の住宅があり、比較的多い。	○ : 上記、下記以外。	
D地区（野川公園）	500m円内に約600戸の住宅が建ち並ぶ。		◎
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	500m円内に約2,500戸の住宅があり、比較的多い。	無印: (最大戸数 - 最小戸数) ÷ 3 × 2 + 最小戸数 = 2,500戸以上	
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	500m円内に約500戸の住宅が建ち並ぶ。		◎

※3) 住宅地図より計測。なお、集合住宅のうち、住宅地図別表で戸数が把握できるものは戸数で算出している。

⑧周辺諸施設との距離

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
最新の技術を適用し、周辺諸施設に与える影響面での負荷を十分に抑制することが前提であることから、評価の対象外とする。	ごみ処理施設は絶対に事故が無いとは言い切れず、周辺諸施設への影響を考えると評価項目に加えるべきである。	施設数 施設までの距離（直線距離）	施設数が少なく、施設までの距離が遠い方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	500m圏内には、教育施設 ^{※4)} が3施設あり、最も近い施設までの距離は70mである。 500m圏内には、医療施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は490mである。 500m圏内には、福祉施設 ^{※4)} が3施設あり、最も近い施設までの距離は290mである。	◎：施設数：(最大数 - 最小数) ÷ 3 + 最小数 = 3 以下 かつ 距離：(最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 ≈ 330m 以上 ○：上記、下記以外。 無印：施設数：(最大数 - 最小数) ÷ 3 × 2 + 最小数 = 5 以上かつ 距離：(最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 ≈ 180m 以下	◎
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	500m圏内には、教育施設が3施設あり、最も近い施設までの距離は220mである。 500m圏内には、医療施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は490mである。 500m圏内には、福祉施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は50mである。		
C地区（調布基地跡地留保地）	500m圏内には、教育施設が3施設あり、最も近い施設までの距離は120mである。 500m圏内には、医療施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は280mである。 500m圏内には、福祉施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は110mである。		
D地区（野川公園）	500m圏内には、教育施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は370mである。	○	◎
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	500m圏内には、教育施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は170mである。 500m圏内には、福祉施設が2施設あり、最も近い施設までの距離は360mである。		○
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	500m圏内には、教育施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は200mである。 500m圏内には、医療施設が1施設あり、最も近い施設までの距離は400mである。 500m圏内には、福祉施設が4施設あり、最も近い施設までの距離は20mである。		

※4) 教育施設とは幼稚園及び小中学校を指す。福祉施設には保育園を含む。

⑨ 騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
最新の公害防止技術を適用し、万全の環境保全対策を行うことから、評価の対象外とする。	最新の公害防止技術を採用しても万全とは言い切れないといため、評価項目に加えるべきである。 安全を期して加えたほうが良い。	規制基準による規制区域	規制区域の厳しい土地は、避けることが好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域である。	◎：騒音の区域区分が第三種区域、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第二種区域。 ○：上記、下記以外。 無印：騒音、振動、悪臭の区域区分が全て第一種区域。	
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	準工業地域であり、騒音の区域区分が第三種区域、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第二種区域である。		◎
C地区（調布基地跡地留保地）	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域である。		
D地区（野川公園）	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域である。		
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	第1種低層住居専用地域であり、騒音、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第一種区域である。		
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	準工業地域であり、騒音の区域区分が第三種区域、振動、悪臭の区域区分がそれぞれ第二種区域である。		◎

※参考基準：「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準」

「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」

《参考》

【騒音】騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準による区域区分

区分	該当地域
第一種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 二 平成十一年東京都告示第二百五十九号により地域の類型 AA^{※5)}の該当地域として指定された地域 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面
第二種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた第一種中高層住居専用地域(第一種区域に該当する地域を除く。)、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 二 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第一種区域に接する地域であつて第一種区域の周囲三十メートル以内の地域(以下「第一特別地域」という。) 三 都市計画法第八条第一項第一号の規定による用途地域として定められていない地域であつて第一種区域、第三種区域及び第四種区域に該当する区域を除く地域
第三種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であつて第一特別地域に該当する地域を除く地域 二 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業地域(第一特別地域に該当する地域を除く。)のうち第二種区域(第一特別地域を除く。)に接する地域であつて第二種区域の周囲三十メートル以内の地域(以下「第二特別地域」という。) 三 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面
第四種区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業地域(第一特別地域及び第二特別地域に該当する地域を除く。) 二 前号に掲げる地域に接する地先及び水面

※5) 地域の類型 AA : 清瀬市の区域のうち松山三丁目一番、竹丘一丁目十七番、竹丘三丁目一番から三番まで及び竹丘三丁目十番の区域

【振動】振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準による区域区分

区分	該当地域
第一種区域	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域(第二種区域に該当する区域を除く。)
第二種区域	都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

【悪臭】悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準による区域区分

区分	該当地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面
第三種区域	工業地域及び工業専用地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

⑩ 周辺他施設における車両通行状況

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
周辺地域に車両が集中する施設が少ない場所が望ましい。	—	交通集中施設からの距離（直線距離） 道路混雑度	交通集中施設から遠い方が好ましい。また、近接する道路は混雑していない方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	最も近い交通集中施設 ^{※6)} は調布駅周辺であり、直線距離で1,900m離れている。 道路交通センサスによると、検討対象地に接する都道の平日12時間交通量は10,678台、混雑度 ^{※7)} は1.6となっている。		○
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	最も近い交通集中施設は三鷹駅周辺であり、直線距離で2,200m離れている。 道路交通センサスによると、検討対象地に接する主要地方道の平日12時間交通量は18,099台、混雑度は0.8となっている。	◎：交通集中施設からの距離：(最大距離－最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 ≈ 2,800m以上 かつ 混雑度：(最大－最小) ÷ 3 + 最小 ≈ 1.2 以下	○
C地区（調布基地跡地留保地）	最も近い交通集中施設は調布駅周辺であり、直線距離で1,600m離れている。 道路交通センサスによると、検討対象地に接する都道の平日12時間交通量は10,678台、混雑度は1.6となっている。		○
D地区（野川公園）	最も近い交通集中施設は調布駅周辺であり、直線距離で3,400m離れている。 道路交通センサスによると、検討対象地に接する主要地方道の平日12時間交通量は26,588台、混雑度は1.1となっている。	○：上記、下記以外。 無印：交通集中施設からの距離：(最大距離－最小距離) ÷ 3 + 最小距離 ≈ 2,100m以下 かつ 混雑度：(最大－最小) ÷ 3 × 2 + 最小 ≈ 1.7 以上	◎
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	最も近い交通集中施設は調布駅周辺であり、直線距離で1,500m離れている。 道路交通センサスによると、接する道路の調査は実施されていないが、搬入のためのアクセス路と想定される都道の平日12時間交通量は5,415台、混雑度は1.0となっている。		○
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	最も近い交通集中施設は調布駅周辺であり、直線距離で2,200m離れている。 道路交通センサスによると、接する道路の調査は実施されていないが、搬入のためのアクセス路と想定される国道の平日12時間交通量は27,197台、混雑度は2.1となっており、慢性的な渋滞となっている。		○

資料：平成11年度 道路交通センサス

※6) 交通集中施設とは、三鷹駅周辺、調布駅周辺を指す。

※7) 混雑度とは、混雑度は調査単位区間の交通容量に対する交通量の比（混雑度 = (交通量) ÷ (交通容量)）

である。（社）日本道路協会の道路混雑度の解釈によると、1.0未満であると昼間12時間を通して道路が混雑することがなく円滑に走行でき、1.75を超えると慢性的な渋滞となる。

⑪ 収集運搬の距離

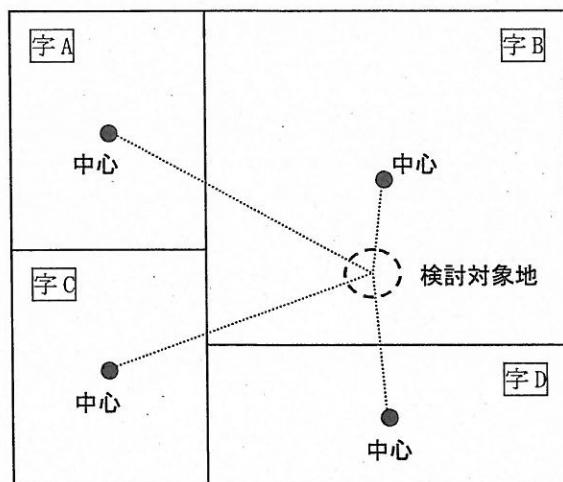
素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
環境上（収集車からの排ガス量削減等）、コスト上、収集運搬距離は短い方が望ましい。	—	収集運搬の距離（総トリップ ^{※8)} ）	収集運搬距離は短い方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グラウンド）	総トリップは、471,500mとなる。最も短い地区と比較すると約60,000m長くなる。	◎ : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 = 464,800m 以下	○
B地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	総トリップは、407,300mであり、他地区と比較し、最も短くなり、環境上、コスト上望ましい。	○ : 上記、下記以外。 無印 : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 = 522,400m 以上	◎
C地区（調布基地跡地留保地）	総トリップは、497,700mとなる。最も短い地区と比較すると約90,000m長くなる。		○
D地区（野川公園）	総トリップは、576,900mとなる。最も短い地区と比較すると約170,000m長くなる。		
E地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	総トリップは、579,900mであり、他地区と比較し、最も長くなるので、環境上、コスト上望ましくない。最も短い地区と比較すると約170,000m長くなる。		
F地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	総トリップは、546,600mとなる。最も短い地区と比較すると約140,000m長くなる。		

※8) トリップとは、各町丁界から候補地までの距離×運搬回数の積算を行う。

《参考》

【総トリップの計測方法】

- 字別（右図参照）の平成25年度の人口を算出。
⇒平成25年度の将来目標人口を平成16年度の字別人口（実績）の割合で按分。
- 平成25年度の可燃ごみ原単位（前章参照）を用いて字毎に発生するごみ量を算出。
- 2tパッカ一車で80%積載（1回当たり1.6t搬出）と想定し、各字からの搬入回数を算出。
- 字の中心から検討対象地までの距離を計測。（右図参照）
- （上記3）と（上記4）を乗じ、全字を積算した距離（トリップ）を算出。



【イメージ図】

図2.2 総トリップの計測方法

⑫ 関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
環境上（運搬車からの排ガス量削減等）、コスト上、他の関連施設と近い方が望ましい。	一	関連施設との距離 (直線距離)	関連施設との距離は、短い方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A 地区（大沢総合グラウンド）	関連施設から 2,800m離れている。	◎ : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 = 1,600m 以下	○
B 地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	関連施設に隣接しているので環境上、コスト上望ましい。	○ : 上記、下記以外。	◎
C 地区（調布基地跡地留保地）	関連施設から 3,400m離れている。		
D 地区（野川公園）	関連施設から 2,900m離れている。		○
E 地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	関連施設から最も遠く、4,800m離れており、環境上、コスト上望ましくない。	無印 : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 = 3,200 m 以上	
F 地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	関連施設から 3,500m離れている。		

⑬ 他市町村との距離関係

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
両市及び周辺市町村における住民のコミュニティ意識が高いことから、他市町村との境界に近い場所は避けることが望ましい。	両市の住民と周辺市町村の住民のどちらにも同等の配慮が必要である。 周辺市町村にとっては他市のごみを近隣で処理することとなるため配慮が必要である。	他市町村からの距離（直線距離）	他市町村との距離は遠い方が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A 地区（大沢総合グラウンド）	他市から 800m 離れている。	◎ : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 × 2 + 最小距離 ≈ 1,130m 以上	○
B 地区（ふじみ衛生組合用地及びその周辺用地）	他市から 1,700m と最も離れている。		◎
C 地区（調布基地跡地留保地）	他市から 900m 離れている。		○
D 地区（野川公園）	他市と隣接するので望ましくない。	○ : 上記、下記以外。 無印 : (最大距離 - 最小距離) ÷ 3 + 最小距離 ≈ 570m 以下	
E 地区（調布市民野球場及びその周辺用地）	他市から 300m 離れている。		
F 地区（調布基地跡地運動広場（下水処理場予定地））	他市と隣接するので望ましくない。		

(14) 両市の位置関係

素案報告書の考え方	検討委員会での主な意見	評価指標の設定	
		評価指標	基準の考え方
両市の共同処理を進める上で は、両市の境界に近い方が望 ましい。	両市の中に建設するので あれば、必ずしも両市の境 界にこだわることはない。 各市のごみ収集車両は、で きる限り他市を通行しな いほうが良い。	市境からの距離 (直線距離)	両市の市境との距離は近い方 が好ましい。
地区名	状況	評価基準	評価
A地区（大沢総合グ ラウンド）	両市の市境に位置している。	◎ : (最大距離 - 最小 距離) ÷ 3 + 最小距 離 ≈ 930m 以下	◎
B地区（ふじみ衛生 組合用地及びその 周辺用地）	両市の市境に位置している。	○ : 上記、下記以外。	○
C地区（調布基地跡 地留保地）	調布市側に 600m 離れている。	○	○
D地区（野川公園）	両市の市境に位置している。	○	○
E地区（調布市民野 球場及びその周辺 用地）	調布市側に 2,800m と最も離れているので望ましくな い。	無印 : (最大距離 - 最 小距離) ÷ 3 × 2 + 最 小距離 ≈ 1,870 m 以上	○
F地区（調布基地跡 地運動広場（下水 処理場予定地））	調布市側に 500m 離れている。		

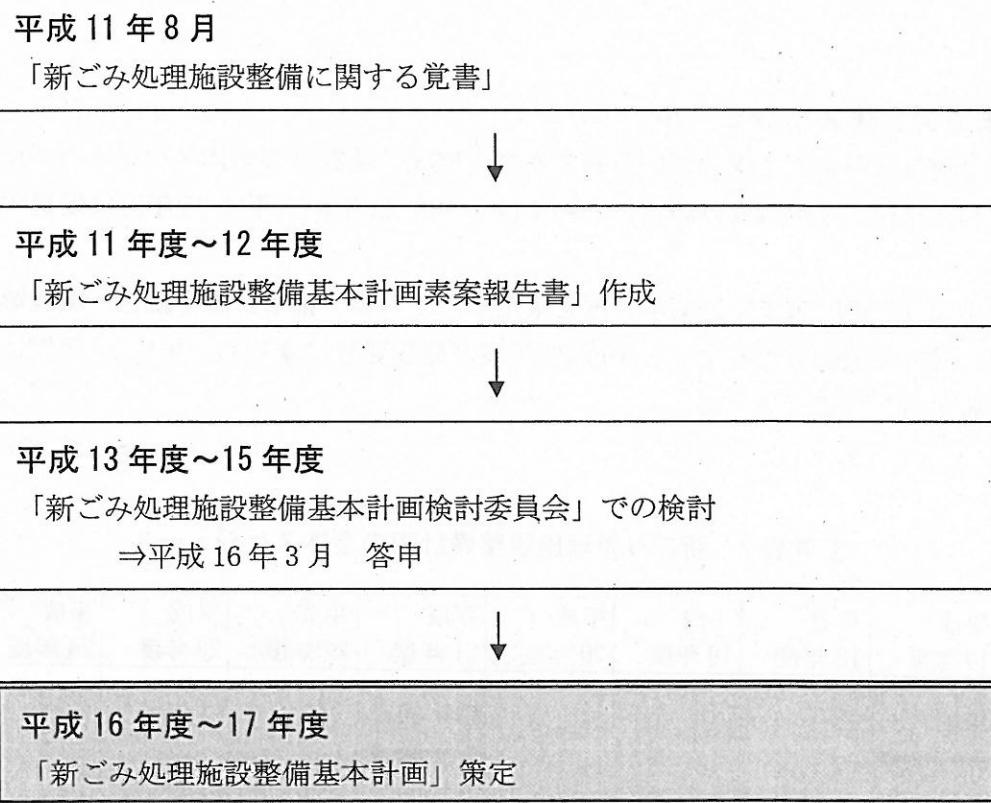
《参考資料》

これまでの検討経過

三鷹市・調布市では、両市共同でごみ処理施設を整備していくために、平成11年8月、「新ごみ処理施設整備に関する覚書」を交わし、以後、「新ごみ処理施設」の整備について共に検討を進めてきた。

平成13年3月、両市は、ごみ処理施設の建設についての考え方をまとめた「新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書（以下、「素案報告書」という。）」を作成し、その内容について市民参加で検討するため、平成14年1月、市民委員を中心とした「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置し、検討を進めた。その後、2年3ヶ月の検討期間を経て、平成16年3月、検討委員会から両市長に対し、答申をいただいたところである。

両市は、この答申を踏まえ、「新ごみ処理施設」の整備に向け、平成16年度から2年間をかけて、「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定する予定である。



参考図1 これまでの検討の流れ

参考表1 調査・検討内容一覧

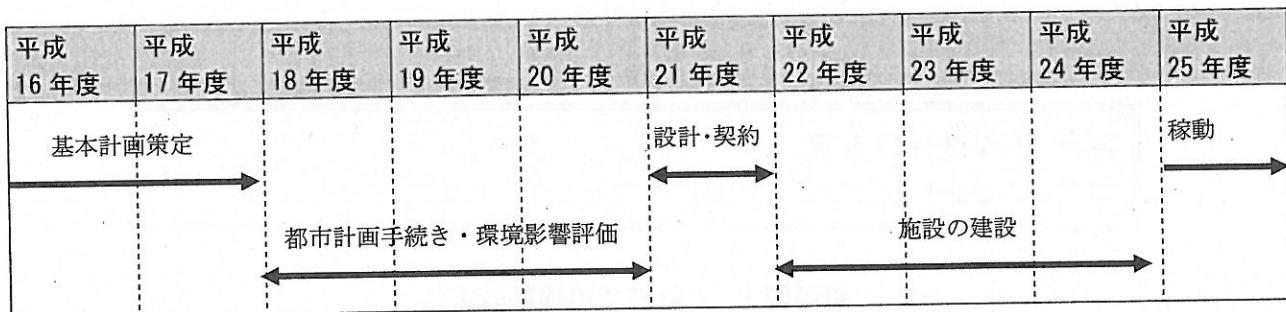
調査・検討内容	
平成 16年度	計画処理量・計画ごみ質の検討 建設候補地の選定のための各相対比較項目のデータ収集及び調査 ごみ処理システムに係る資料収集
平成 17年度 (予定)	建設候補地の選定 計画処理量・計画ごみ質の検討 ごみ処理システムの検討（専門委員会の設置） エネルギー利用の検討 省資源、最終処分削減の検討 事業方式及び財政計画の検討 事業スケジュールの設定 市民アンケート・説明会等の実施

施設整備までの全体スケジュール

三鷹市と調布市が共同で進めている新ごみ処理施設整備計画の全体スケジュールについて、両市で協議した結果、施設の稼動時期については、平成22年から平成25年度に変更することとなっている。

今後、平成17年度末までに基本計画を策定し、その後、都市計画手続き・環境影響評価を行い、施設の設計や契約などを経て、平成22年度に施設建設に着手し、平成25年度に新ごみ処理施設の稼動を目指すこととする。

参考表2 新ごみ処理施設整備計画の全体スケジュール



「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」の答申の内容

【適地選定手法について】

新ごみ処理施設の適地選定手法は、実現可能性の観点から選んだ複数の検討対象地の中から、絞り込むための相対比較項目で評価し、建設候補地を決定する。なお、選定結果は、選定経過を含め公表し、市民の理解を得ることとする。

《評価項目》

＜実現の可能な検討対象地の抽出項目＞

- ・土地面積が2ha以上確保できること。
- ・大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
- ・現在の土地の所有者が公共であること。
- ・学校や研究所など現に多くの人が利用している土地は避けること。
- ・地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。
- ・都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。

＜建設候補地として絞り込むための相対比較項目＞

- ・土地利用の現況
- ・土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ・地形・地質
- ・将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性
- ・用地取得の実現性
- ・収集運搬の距離
- ・周辺他施設における車両通行状況
- ・関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）
- ・建築物形状への制約の有無
- ・周辺諸施設との距離
- ・騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性
- ・住居密集割合
- ・他市町村との距離関係
- ・両市の位置関係

<実現の可能な検討対象地一覧表>

地区名	ステップ 1			その他主な特徴			
	面積	道路	所有者	現況利用	法規制	その他規制	その他
A地区	約9ha	16m道路に面す。	東京都	都市計画公園(広域公園)	第1種低層住居専用地域(都) 都市計画公園(都)	高さが25~45m規制	
B地区	約2ha	30m道路(東八道路)に面す。	三鷹市・調布市	廃棄物処理施設	準工業地域 都市施設(廃棄物処理施設)(市)		
C地区	約6ha	16m道路に面す。	東京都	留保地	第1種低層住居専用地域(都)	高さが10~35m規制	周辺に交通集中する施設あり
D地区	20ha超	30m道路(東八道路)に面す。	東京都	都市計画公園(広域公園)	第1種低層住居専用地域(都) 都市計画公園(都)	高さが25~55m規制	
E地区	約2ha	16m道路に面す。	調布市	都市計画緑地	第1種低層住居専用地域(都) 都市計画公園(都)		旧河川敷
F地区	約13ha	22m道路に面す。	東京都	グラウンド	準工業地域	高さが10~45m規制 下水処理場 計画地	周辺に交通集中する施設あり

※表中の広域公園とは、市町村の区域を超える広域レクリエーションに対応する公園。その他、街区公園、近隣公園等がある。

※法規制欄の(都)、(市)は、法の見直しを行う際の決定権者を指す。

また、審議中委員より次の意見が出たので、付記する。

- (1) 土地の面積については、処理方式が明確になった時点で再度検討を行うこと。その場合、検討対象地が増減する可能性もある。
- (2) 検討対象地を抽出するために用いた項目は、検討対象地抽出後に、建設候補地として絞り込むための相対比較項目と同様に評価項目とすること。
- (3) 候補地は複数提示し、その複数候補地それぞれにおいて、周辺地域への影響調査を実施すること。
- (4) 適地選定手法の検討は、2市共同で一箇所に造ることを前提として議論を進めたことを明記すること。
- (5) 建築物の形状は、技術的に対策が可能であり、調査項目から外すこと。
- (6) 客観的な評価ができるよう、可能な限り定量的に評価すること。

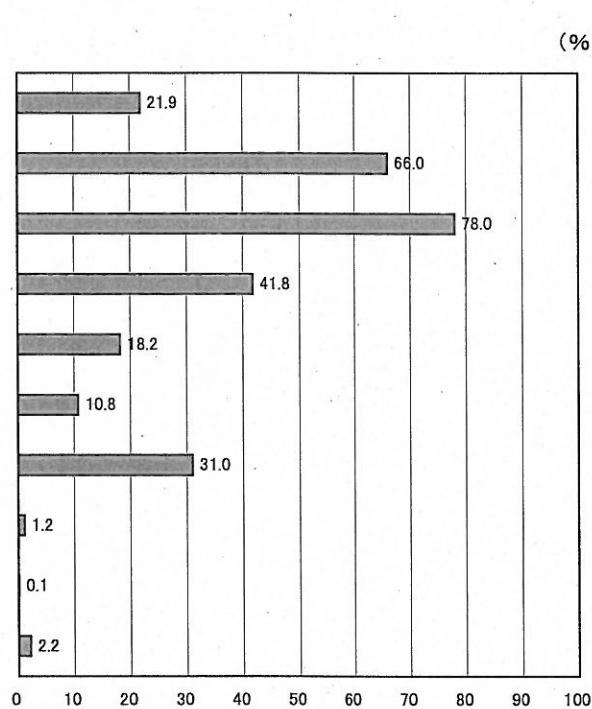
市民アンケートの結果

新ごみ処理施設の整備に向けて、平成14年2月に三鷹市、調布市の市民3,000人を対象に新ごみ処理施設の建設地を検討する上で重要視する項目について調査を実施していることから、その結果を記す。

【質問12】

どこにごみ焼却施設を整備するかを検討するに当たり、どの項目に重点をおいて調査を進めいく必要があるとお考えですか。次の中から3つ以内で選び、番号に○をご記入ください。

選択肢	実数	割合
まとまった用地があるか	302	21.9
自然環境に対し問題がないか	912	66.0
生活環境に対し問題がないか	1078	78.0
災害時の危険性はないか	577	41.8
運営・運搬等のコストは安いか	252	18.2
都市基盤(道路、上下水道等)の設備は整っているか	149	10.8
市の将来計画と整合がとれているか	429	31.0
その他	16	1.2
無効	2	0.1
無回答	30	2.2
回答数(累計)	3747	—
調査数	1382	—



<その他の意見>

- ・地元と共存できるか
- ・長期的に考える
- 他



市民の意見として適地選定に関しては、土地の有無やコスト面よりも、環境や安全面について検討を重ねていくべきというものが多かった。また、居住地域別（特に現焼却施設が立地している付近とそれ以外の地域）に大きな意識の違いは見られなかった。